

橋野高炉跡二番高炉ブロック石垣工事

特記仕様書

工事名称 橋野高炉跡二番高炉ブロック石垣工事
所在地 岩手県釜石市橋野町第2地割15番地

第1章 総則

(適用範囲)

- 第1条 本特記仕様書は、橋野高炉跡二番高炉ブロック石垣工事实施に適用する。
- 2 本業務実施にあたり、本特記仕様書に明示なき事項、又は疑義を生じた場合は、釜石市（以下、「甲」という。）と本業務の受託者（以下、「乙」という。）と双方協議のうえ決定するものとする。なお、作業内容の細部については、甲の監督職員の指示により従うものとする。
- 3 本仕様書に記載のない一般事項は、岩手県土整備部共通仕様書（土木工事）によるものとする。

(提出書類)

- 第2条 乙は、本業務の実施にあたり別に示す様式により、関係書類を甲の監督職員を経て指示する日までに提出しなければならない。

(工程管理及び協議)

- 第3条 乙は、本業務の実施にあたり工程、内容等について甲の監督職員と十分協議を行って進めるものとし、作業工程を変更する場合も同様とする。

(成果品の品質)

- 第4条 乙は、各工程において常に最良の成果品となるように品質管理に努め、各工程の精度管理表を作成しなければならない。

第2章 業務工事

(目的)

- 第5条 本工事は、橋野高炉跡二番高炉ブロックに所在する石垣の修復を行なうものである。
- 2 橋野高炉跡は、国内に現存する日本最古の洋式高炉跡で、日本近代製鉄黎明期の象徴の一つとされ、非常に価値の高い文化財として評価されており、世界遺産「明治日本の産業革命」の構成資産の一つとなっている。
- 3 このため、請負者はもとより、全ての施工従事者に対して十分その貴重な文化遺産の意義を理解せしめ、誠実かつより良い修理が行われるよう留意しなければならない。

(工事概要)

第6条 本工事は、二番高炉西側の水路石垣（以下、「水路石垣」という）の積み直しと、二番高炉南側の平場石垣（以下、「平場石垣」という）の落下防止網の設置である。

〔共通作業項目〕

0-1 現状調査

0-2 準備及び撤去工

〔水路石垣作業項目〕

1-1 石組工（撤去）

1-2 石組工（修復）

1-3 測量補助（石材測量の際の石の転回）

〔平場石垣作業項目〕

2-1 覆土の除去

2-2 覆式落石防護網

2 前項に示した各工程の細部仕様は以下のとおりとする。

(0-1) 現状調査

- 1) 現状測量（別途発注済み）で得られたデータを参考に、積石解体前に現状の石の位置を把握すること。
- 2) 現状写真を撮影すること。
- 3) 水路石垣に関しては石の組立時の位置、向きがわかるように、積石に番付を行っているので、確認の上、番号を間違えないよう配慮すること。

(0-2) 準備及び撤去工

- 1) 作業区域において、安全対策図り、維持管理等については請負者が行うこと。
- 2) 重機の運搬移動等の作業範囲や進入仮設道には、敷鉄板等による十分な養生を行うこと。
- 3) 二番高炉隣接地に、石の仮置き場所を設け、測量しやすいよう並べるとともに、必要に応じて養生を行うこと。
- 4) 作業範囲において、作業に支障をきたす障害物等については、撤去・移設することとし、それらの内容については、着工前に監督員の指示を受けること。
- 5) 作業範囲の地盤遺構面は、乱すことのないように十分な養生対策を行い、終了後には元の状態に戻すこと。
- 6) 撤去ガラ等の残材は、監督員の指示に従い、関係法令を遵守の上処分すること。

(1-1) 石組工（撤去）

- 1) 石組工（撤去）は、崩壊の恐れのある積石を解体することを目的に行う。
- 2) 石の解体は、一つ一つ石を撤去することとし、玉掛けが可能な状態にして、ナイロンスリング、ワイヤーロープ等の吊り具を使用し、クレーンにより吊上げること。
- 3) 解体した石は、監督員の指示に従い、隣接地に設けた仮置き場所に移設し、整理し

て保管すること。

- 4) 損傷した石、又は吊上げ時に損傷する可能性のある石は、玉掛け前に必要な養生行ってから吊上げ、移設すること。
- 5) 木根は積石に影響無いように抜根すること。
- 6) 監督職員及び測量会社の指示に伴う不測の日数については、変更対象外である。

(1-2) 石組工（修復）

- 1) 石組工（修復）は、解体修理した石材を原位置に再構築することを目的に行う。
- 2) 石材の再構築は三次元測量で得られたデータに基づき、石材の積まれていた順番等に配慮し、石材を組立ること。また必要に応じて間詰めを行うこと。
- 3) 積石解体時と同様に、玉掛け、吊り上げを行い、そのために必要な養生を行わない作業に取り掛かること。
- 4) 監督職員及び測量会社の指示に伴う不測の日数については、変更対象外である。

(1-3) 測量補助（石材測量の際の石の転回）

- 1) 石組工（撤去）後に仮置き場所に並べられた石材を三次元測量する際、石材の表面及び裏面を測量することから、測量描写の指示に従い石の転回を行うこと。

(2-1) 覆土の除去

- 1) 石垣の覆土を除去し、石垣石材の状況を視覚的に把握することを目的に行う。
- 2) 覆土の除去は人力掘削とし、れんがや鉄製品などの遺物が見つかった場合は回収する。
- 3) 掘削した土や崩落した石材は監督員の指示により置き場に置く。
- 4) 崩落した石材のうち崩落した場所が想定できるものは監督員の指示により元に戻す。
- 5) ネット設置に支障のある木根は積石に影響無いように抜根すること。
- 6) 監督職員及び測量会社の指示に伴う不測の日数については、変更対象外である。

(2-2) 覆式落石防護網

- 1) 視覚的に景観に考慮しながらも、石垣の崩落を未然に防ぐことを目的とし、石垣を抑える工法とする。
- 2) ネットは景観及び石材への影響を低減するため、監督員と協議の上、材料を選定し使用する。
- 4) ネット固定用のふとんかごを設置し、ネットの落下対策を講じるため、監督員と協議の上、実施すること。
- 5) ネットの留め金等は目立たないよう工夫する。